

山梨中銀アプリからの口座開設に関する特約

第1条 特約の適用範囲等

1. この特約は、「山梨中銀アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）から開設した株式会社山梨中央銀行（以下、「当行」といいます）の総合口座に適用される事項を定めるものです。
2. 本アプリにより開設した総合口座は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「山梨中銀カード規定集」「通帳レス総合口座規定」「山梨中銀ダイレクト<インターネットバンキング>ご利用規定」等の各種預金規定によるほか、本特約により取り扱います。なお、各種預金規定とこの特約とで相違が生じる場合には、各種預金規定の定めにかかわらず、本特約が優先して適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

第2条 お申込みの条件

当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内に居住する18歳以上の個人のお客さまが本アプリから総合口座開設をお申込みいただけます。

第3条 取引の開始

1. 当行は、お客さまから送信された申込情報と本人確認用画像情報（当行所定の顔写真付き本人確認書類の画像および容貌の画像）の内容の確認、および前記第2条のお申込みの条件を満たしていることを確認します。なお確認の結果、お申込み内容に不明な点、不備などがある場合は、口座の開設をお断りすることがあります。
2. 本アプリにより開設した総合口座にかかる預金契約は、当行が所定の口座開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に成立するものとします。ただし、郵便で送付したキャッシュカードが当行に返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。
3. 本アプリにより開設した総合口座の取引開始に際しては、総合口座を開設し、生体認証機能付きICキャッシュカードを発行のうえ、インターネットバンキング「山梨中銀ダイレクト」の利用登録を行います。

第4条 通帳の不発行

1. 本アプリにより開設した総合口座は通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等はインターネットバンキングを利用してお客さま自身で確認することができます。
2. 通帳不発行にかかる特約は、「通帳レス総合口座規定」に従うものとします。

第5条 印章の届出

1. 本アプリにより開設した総合口座の印章は、口座開設後すみやかに別途当行所定の方法により届け出るものとします(口座開設店がインターネット富士山支店の場合を除く)。
2. 当行は前項の印章の届け出を受付ける際には、当行所定の方法により本人確認等を行います。
3. 第1項の届け出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引はできません。
4. 第1項の届け出前に生じた損害、または第1項の届け出が正当に行われなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 取引の制限等

届け出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第7条 特約の変更等

1. この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2023年4月17日現在)